# **１１－４　移動等円滑化経路を構成する傾斜路**

|  |  |
| --- | --- |
| **政 令** | **条 例** |
| 第十九条第2項四 　当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。イ　幅は、階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。ロ　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。ハ　高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。 |  |

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設等 | チェック項目 |  |
| （移動等円滑化経路を構成する）傾斜路（政令第19条第2項第4号） | ①幅は階段に代わる場合は１２０ｃｍ以上、階段に併設する場合は９０ｃｍ以上であるか |  |
| ②勾配は１／１２を超えていないか（高さ１６ｃｍ以下の場合は１／８を超えていないか） |  |
| ③高さ７５ｃｍ以内ごとに踏幅１５０ｃｍ以上の踊場を設けているか |  |

〔解説〕

○移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の規定である。

チェックリスト①（政令第19条第2項第4号イ）

○傾斜路に手すりや立ち上がり部がある場合の有効幅は、その内側（最も狭い部分）で計測する。

チェックリスト②（政令第19条第2項第4号ロ）

○傾斜路の勾配は、車椅子使用者が自力で上ることができるよう、1/12を超えてはならない。なお、傾斜路部分の高さが16cm以下の場合は1/8を超えてはならない。

チェックリスト③（政令第19条第2項第4号ハ）

○踊り場の踏幅は次のとおりとする。

150cm以上

75cm以内

75cm以内

150cm以上

150cm以上

120cm以上

150cm以上

〔法逐条解説〕　政令第１９条　　　：Ｐ４５～Ｐ５０

〔建築設計標準〕２．４　屋内の通路：Ｐ２－７９～Ｐ２－８７

**参 考**